

「火災と原因調査」

浅見潜一(元東京消防庁調査課長)

- 1, 消防は、近代社会、即ち高度な産業経済社会の現状を直視・認識した行政を行わなければならない。**現在の都市は、災害と公害が充満している。そして、災害の最たるものは火災と交通事故である。建設工事中の事故は、災害の2列である。

日本は、国土面積 377,700 km²に、世界人口の3%といわれる 17,000 万人が住み、しかも年と共に都市集中化の傾向にあることが、都市災害の根本原因である。

日本の可住地面積は、80,000 km²しかなく、平方キロ当たり 1,452 人の密度である。

- 2, 都市の安全は、安全施設と安全管理によって守られるのであるが、その何れもが遅れている。**巨大都市はもちろん、中小都市の生命・身体・財産への危険性は、年と共に増大している。こうした危険を防ぐためには、安全維持にあたる人は勿論、すべての都市生活を営む人の“安全への生活理念”を高める以外に方法はない。建築物や設備は、二十世紀になっているのに、住む人の知識が十八世紀のままである。それには、都市生活者に危険の実態を知らせ、安全への具体的方策を授けるとことが肝要である。

このために消防の任務があり、先ず消防自身危険の具体的な実態を知り、対策を立て、すべての人に教えて行くことが大切である。

- 3, 都市は、昭和 30 年代後半より企業の産業経済活動の活発化と共に、消費都市、利益追求の場と変わりつつある。**各地のホテル火災、百貨店火災、複合ビル火災、ガス爆発はその現われである。企業活動は、国民に集積と過密を強いている。そして都市生活者に、利己主義と切り離せない刹那主義、利潤主義の国民思想を助長してしまっている。この傾向は、企業者も従業員にも彌漫(びまん)し、無責任行動をとる者が多くなった。火災の原因もここにあり、更に原因の原因を追求してゆくところ到着する。

消防の原因調査は、原因の原因を突き止めることに最後の目的があり、これを行政にフィードバックさせなければならない。

- 4, 無責任な過密な都市の発展と、都市構造からの災害実態を知らない無知な都市計画は、**ひとたび災害が発生すると、建築物・構築物の防災上の欠陥を露呈し、思わぬ方面に発展し、延焼拡大を招き、人命と財貨を烏有(うゆう)に帰している。

消防は、災害の実態を各方面に演説し、又、都市計画にも参画すべきである。

- 5, 都市構造の欠陥は、地震時には都市旋風を発生させ、壁面風(注釈:ビル風)となり、延焼の突破口(注釈:端緒)をつくり、各地に死のゾーンを現出する。**

関東大震災をはじめ、各地の大火、爆発事故等をよく研究する必要性を感じる。

- 6, 無責任な思潮は、工業製品にも及び、欠陥商品の火災、爆発傷害事故を起している。**これは一種の企業犯罪である。こうした原因を追及してゆくと、一従業員のミスによるものより、企業の経営姿勢、企業意図によるものが多い。このことは原因調査を通じて、企業のモラルの問題として、消防でも着目してゆくべきことである。この種の事故では、何時の場合でも企業の責任者は、軽い刑事責任を負うか、責任を免れている。消防の将来の研究課題となるだろうと思われる。

企業の責任者は、現行刑法の解釈では因果関係がないとか、予見可能性は認められない、

という理由で免責されている。

1000人以上発病し、500人以上死亡したといわれたスモン事件は不起訴であり、欠陥湯沸器事件は規格に合っていることでやはり不起訴であった。(注釈: 薬害スモンは、神経障害患者が多数発生した事件のことをいう。患者の多くは、1960年代の後半、日本国内でのみ異常に多く(10,000人以上)発生している。これに対して全国各地で、裁判が起こされ、明らかな薬害として、国と製薬企業の責任が認められている。パロマ湯沸器事故は被害者が告発して、裁判で有罪となっている。)

7, 最近、刑法学界で論議されている、結果回避の注意義務、予見可能性について、罪刑法定主義の建前から、具体的なものでなければならない、とする旧過失論に対し、近代都市生活においては、国民の中にガスの危険、電気の危険等はある程度国民意識の中に潜在しているので、危慎感、不安感をもって予見可能性はある、とする“新過失論”がある。この理論は、精神面の立証という困難があるが、調査をする消防署員の中においてある程度立証されているので、将来、刑訴法第196条(捜査照会)、刑訴法第239条(公務員告発義務)、刑訴法第165条(鑑定)、弁護士法第23条の2(照会)、刑訴法第328条(公判維持)等の関係で問題が起きるであろう。ここで注意しなくてはならないのは、プライバシーのことである。

8, 企業には、防災投資は不経済である一利益追求のロスである一という考え方がある。

しかし、災害原因を調べてみると、設備が悪いのか、行為に欠陥があったのか、さまざまな原因が競合して発生しているため、どの原因が結果に対して決定的であったか確定し難いものがある。そこで最近では、発災させた個人の行為が、職業上経験上当然備えているはずの、予見義務、回避義務によるべきである一という「生活関係別過失論」が拾頭(たいてい)してきている。

そうなると、消防の行政の指示・指導・注意・勧告等が、刑事責任追求の上に大きく影響する。

可罰的違法性の確定⇒ 予見可能性⇒ 結果回避の可能性⇒ 基礎的生活別・環境別・結果回避の行動⇒ 合理的行動をとらなかった者の有責性追求となる。

9, 火災は、ア、常軌逸脱性、イ、規範違反性、ウ、規律紊乱性があり、その結果が刑法に抵触するとき刑事責任が追及される。

ア、常軌逸脱性は、ガソリン取扱中の傍で煙草に火をつけたとか、強風警発令中、人家の近くで焚火をした、というものである。

イ、規範違反性は、防火対象物で、法令に違反して消防設備を設置せず、又は消防訓練を消防の指導があるのに行かない。

ウ、規律紊乱性は、火災によって、付近の住民を危険に陥れる、或いは、はなはだしく危惧感を抱かせた一というものとされている。従って、法に定める防火管理を怠り、結果を招く行為は有責行為であり、原因調査をしてみれば、その状況が判明する。

火災の過失犯は、火災発生の危険をどのように予見し、有害結果を回避するため、どのような手段方法で設備をし、従業員教育をし、設備の管理をしていたか等である。

10, 従って、注意義務とは、結果回避措置をとる義務ばかりでなく、結果回避措置をとるよう配慮すべき義務をも含まれる。更に、最近、特に考慮すべき議論に、監督員の刑事過失責任があり、又、安全配慮義務がある。

監督員の刑事過失責任は、従来 of 過失論では捉えきれないもので、配下の他人の行為が有害違法な結果にならぬよう配慮する予見義務である。

火災原因調査とは、一誰が、何時から、どのような考えで、どのような指示や教育を受

けて、何処で何をしているとき、火災が起き、どのような措置をしたか—を質問調書によって表し、一火災現場でどのようになっているか—を見る実況見分書とその状況を現わす写真により、総合的合理的判断によって決定した火災原因判定書からなっているのが普通である。

11, 火災の刑事事件は、故意は重く、過失は軽く罰せられる。(刑法第 108 条～第 110 条、第 116 条)、しかし過失であっても、激発物破裂(刑法第 117 条)、業務上過失、重過失(刑法第 117 条の 2)、ガス漏出(刑法第 118 条)は公共危険罪、結果加重犯の性格に照し、罰金、禁錮、懲役が果せられている。

業務上必要なる注意とは、業務の内容によって、注意すべき事項の異なるのは当然で、例えば、ホテル火災が今日のように頻発しているときには、ホテル業者は専門的知識、職業的経験によって、宿泊客が酔興(すいきょう)の余り、ベランダから身を乗り出すとか、避難通路に空ビールビンを置き忘れる、ということはよく知悉(ちしつ)していることであるし、又、雪国では一夜にして出入口を閉鎖してしまうような大雪の降ることは予見できるので、避難口を確保するため雪かきをするとか、雪囲いをするという、注意義務は当然その職業に附随するものというべきである。

12, 民事責任は、かつての過失責任の原則とか言われた時代から今は、衡平の原則、衡平負担といわれるよう変化している。従って、他人の法益を侵害すれば、その原因が故意であれ、過失であれ、侵害した損害を賠償することとなり、又、侵害の結果生じた得べかりし利益の損失も損害なのである。

損害賠償は、不法行為(民法第 709 条)によるもの、債務履行によるもの(民法第 415 条)、これには履行遅滞、不完全履行も含まれる。又、瑕疵担保責任(民法第 570 条)によるもの、土地建物の設置保存の瑕疵によるもの、使用者責任(民法第 715 条)によるもの安全配慮義務違反によるもの等々が火災関係では主なものである。

建築物関係、消防設備関係の業者については、民法第 636 条の例外もあるし、出火については(刑法第 116 条)、出火の責任に関する法律等がある。

損害賠償は、特別の場合の外は金銭賠償(民法第 417 条)である。

13, 企業者の中には、何時あるかも知れない火災に対して、あるいはないかも知れない火災に、防災設備をすることは不経済であり、収益のロスであると唱える人がいる。又、学者の中にも、火災の確率から計算して防災設備不要論を述べている人もいる。

これは民法の等価交換の原則を曲解し、生命の尊さを金で割りきっている利己主義者である。火災が運悪くあった場合は、保険で償えば事足りる。人が焼死しても金で解決すれば良い、という思想である。これが企業災害の減少しない深因となっている(民法第 417 条)。

最近の学界では、刑事、民事にかかわらずその責任は、企業責任として、損害賠償は勿論、企業の廃業、停止の処罰する—という議論があり、法曹界では、災害に関して言えば、消防は書証の宝庫である、といているのである。

14, 過去の火災の場合、自火報の誤報が多いので、電源を切断して沿いた—という事件は余りにも多いが、この事件の陰にある、工事不良、部品不用の問題があり、将来浮上すべき問題である。もしそうであるなら、債務不履行、不完全履行になるおそれが多い。原因調査にあたる調査員のこれからの視点となるだろう。

15, 被用者の行為の結果が、火災に至るときは、使用者責任が生ずる(民法第 715 条)、防火管理の欠陥については、使用者が、被用者である防火管理者へ権限を平素与えていたか。

財源、地位、裁量がどうなっていたかによって、責任の所在は変わってくる。原因調査でこの点をよく調べておかないと、消防自体が返り血を浴びることも考えられるので注意すべきである。防火管理については、消防行政に関する過去の行政経過、指示、指導、勧告の内容、命令の日時と、火災の日時との関連も生じてくるので、記録はできるだけ克明に、そして相手方の対応の内容も記録しておくべきである。

又、内容によっては、公務員の告発義務(刑法第 239 条)にもからんでくるものである。

将来、消防の不作为の違法の問題も考えられ、現に行政法学界では、この問題を真剣に討議されており、司法研修所第 15 回記念論文中にも出ていることである(注釈:「司法研修所創立 15 周年記念論文」と思われるが上下巻があり確認できなかった)。

それを以下に順に紹介する。

特定防火対象物の届出義務を課している消防行政において、もし消防に検査義務を課せられていない場合(建築物)であっても、消防の専門知識で、重大な結果発生危険を察知予見できる場合、消防が検査をせず、又は、適当な措置をしなかった場合は、消防に不作为による作為義務違反がある。

右の論文が発表された頃と相前後して、各地のホテル火災、病院火災、複合ビル火災、百貨店火災が相次ぎ、これらの災害に対し、消防行政への批判の論文は多く、その何れもが司法研修所の論文と同趣旨のものが多いことは、消防としては着目すべき傾向である。

公務員の不作为が、違法となるためには、当該公務員に、作為義務がなければならず、著しく合理性を欠く場合にのみ不作为の違法が成立する—これが従来考えられてきた解釈であるが、行政が複雑に分化し、社会が多様化している昨今においては解釈も変化しており、判例にもその傾向が見えている。例えば、猛犬が子供に危害を加えている知らせを受けた警察官は、野犬捕獲員でなくとも、その猛犬を捉えるか、状況によっては、射殺しなければ人命の危険を排除できない場合、これをしなかった警察官には、不作为の違法がある。(千葉地裁判決)

又、土地造成地の検査にあたった市吏員が、造成土地の擁壁の法面の角度が強く、かつ水抜栓の数が少ないことや、擁壁の裏側の補強に欠陥のあることを、漫然と見逃したことにより、集中豪雨により擁壁が崩れ、人家を倒壊せしめ、人命に危険を生ぜしめたこと、多数の死者を発生せしめたことは、当該吏員に、擁壁の構造強度の検査義務はなくとも、不作为による検査義務違反が発生する。(神戸地裁判決)

その他、坂東三津五郎河豚中毒死事件の場合、保健所に直接責任はなくとも、食品衛生法による指導、監督につき、不作为による違法が成立する(注釈:歌舞伎役者坂東三津五郎がふぐを食べて中毒死した事件)、ということである。

このようなことは、こと人命に関係するような場合に、広く解釈されている。

消防の行政は、すべて人命に関する行政であることを思うと、心すべき傾向である。

この傾向を要約すると、

- ア、公務員に職務上、生命財産に危険が切迫していることを察知予見できる能力を有しながら、放置見過ごしたとき。
- イ、行政機関が危険を知っているか、知り得る環境にあり、しかも近距離にあるとき。
- ウ、行政機関が権限を行使すれば危険を防げる状態のときにあったのに権限を行使しなかったとき。
- エ、行政機関が権限行使することを社会が要求し、かつ期待しているのに、権限を行使しなかったとき。

等の場合に、作為義務違反による不作為の違法がある、と解されている。

- 16, 土地の工作物の設置並びに保存の瑕疵により、他人に損害を与えた賠償については、ホテル、複合建物の構造欠陥によっておこる問題で、消防にも無縁ではない。又、消防の救助訓練塔の欠陥によって生じた消防署員の負傷についても、賠償責任が生じている。(宮崎地裁判決)

このようなことは、およそすべての人は、何か事を為す場合その作業の工程中に使用する設備機器につき、常に安全を維持しておく義務があり、爆発火災の原因調査に当たる場合、又は、負傷者の救護に当たった救急記録等にも詳細に記録することが大切である。

安全という問題は、その衝(しょう)に当たる者、監督者及び統括者にも及び、特に統括者には安全体制確立義務というものもあるのである。これは監督員の刑事過失責任にも通ずることであり、消火活動、消防訓練にも妥当する問題でもある。

- 17, 火災事件が、民事裁判になれば、消防はこれからは法廷からは逃れないのである。消防の消火活動記録、行政経過の記録、原因調査書類等すべて民事訴訟法による(第 323 条)真正なる公文書であるからである。更に消防の書証は、民訴法第 312 条の 3 項の書証ではないが、航空機の航空事故調査では、これに該当するというので、ほとんど法廷への提出を求められていることを思うと、これから消防の書類の整備保存という点では注意しなくてはならない。

従って、これから民訴法第 4 節の研究も重要になってくるのである。

これらの書証が整備されていないと、法廷論争の場合立往生してしまうおそれがある。そして結果的に相手の主張がとおり、消防が責任を負うことにもなりかねない。これが擬制自白である。(民訴法第 140 条)

- 18, 消防行政を規制行政だ、条例査察だ—という批判がある。行政官庁である以上それに間違いはないが、それだけでは説得力がない。火災になると、こんな燃え方をする、こんな煙が出る、人はこう避難する—という現行の規定以上の説明が必要なのである。将来この方法をよく知らないと、苦心することになるだろうと思う。

日本の木造家屋の火災荷重は $20\text{kg}/\text{m}^3$ ぐらいだと思われるし、呼吸困難な煙の発生量は木造家屋の場合 $25\text{ m}^3/\text{kg}$ であり、油製品ならば $75\text{ m}^3/\text{kg}$ だといわれている(注釈:温度により煙重量は異なるが、火災温度を約 600°C とするとほぼこの値となる。現在は m^3/g で表示される)。火災により温度が 1°C 上昇すれば $(1 + 1/273)$ 膨張する。この相乗積が煙の量であり、煙の流態の元である。ホテル、百貨店、複合ビルで多くの死傷者が出るのは、この煙に、エアコンによる増幅が加わるからである。(注釈:エアコンの表現は、耐火建物の空調設備を指し、その影響によることである。)

ビル火災でも、エアコンによる煙の加速は忘れてはならない。

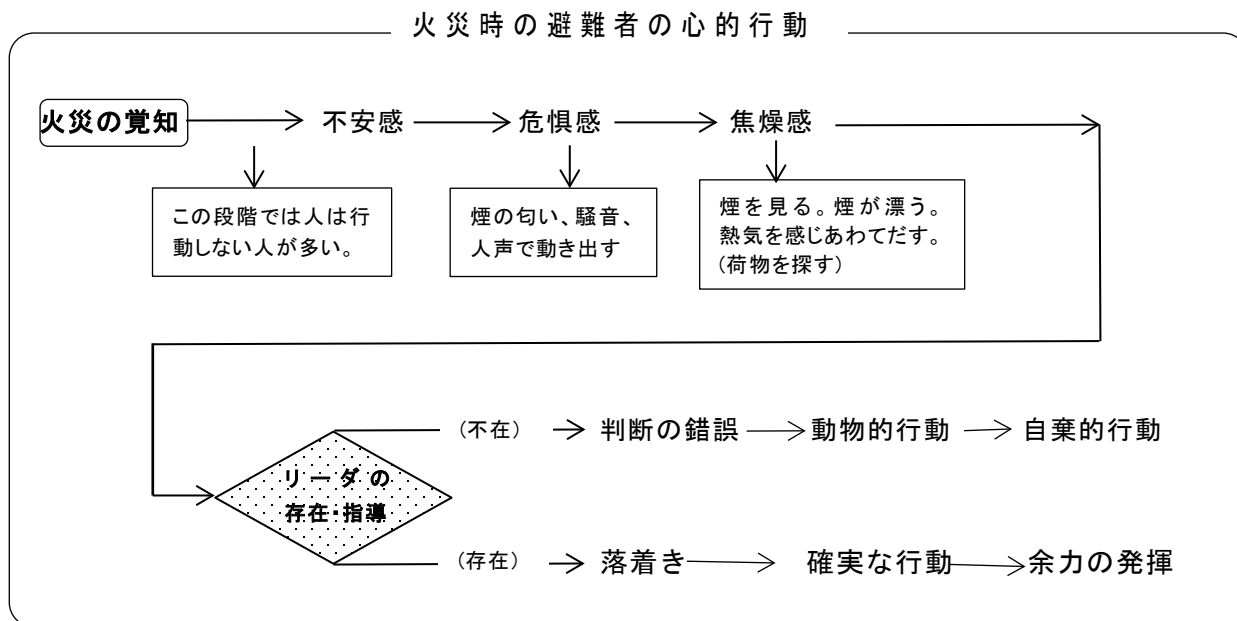
- 19, 地下街、地下鉄、隧道、地下室の火災は、前記の火災が発生し煙が発生すると、火点附近では風が吹き込む為意外に煙も少ないが、火点を遠ざかるにしたがって、空気が冷却するため、煙が降下する。このことは、火点附近の人はややもすると避難途中で、下降している煙に包みこまれてしまう。これによって北陸トンネル事件、日本坂トンネル事件が起きているし、地下鉄火災の事故が発生している。

地下街火災、隧道内電車火災、大地下室火災も同じである。こうしたことを防ぐため、一刻も早く火災の拡大、煙の発生源を絶つ必要がある。そのため地下の各所に消火栓、通報電話を設けさせている。

最初渋っていた官公庁、会社も、消防の根気強い説得によって、漸く設備をしてきたが、これからも火災の様相を説明し続ける必要があるが、この知識も原因調査によって消防が

知った知恵である。

- 20, 人は避難に際し、煙に巻かれると呼吸も困難になり、電灯が消えると極度の焦燥感、恐怖感に襲われこうした心理の動きをみると、防火管理上、初期消火・避難誘導が如何に大切かがわかるのである。



- 21, 原因調査で、関係の人達に開くと、消火器、屋内消火栓のある場所も、使い方も知らない人が多い。避難階段を降りるとどこに出るかも知らないし、実際に通ってみた人はほとんどいない。シャッターの閉め方になると、殆どの人は従業員でも知らないことが多い。ましてや、地方都市の温泉宿の従業員の大部分はパートタイマーであることが多い。又、夕食後布団を敷き終れば自宅か、従業員宿舎に引き揚げて、ホテル、旅館には知らぬ者同志が多数投宿しているだけなのである。避難行動は、自分の建物は勿論、隣接建物の構造や建物間の距離、庭木との間隔まで知っていないとできないものである。過去の火災の場合、宿泊客の多くは、避難開始と共に自分が入ってきた道、通路、廊下に向かって先ず行動し、それが不可能なとき、別の行動をとっている。

防火管理の指導は、こうした避難の実態に基づいてやるべきであり、これなら相手も納得するのである。

- 22, ある温泉ホテルの火災で、20名以上も死傷者の出たことがあるが、その温泉地は、ホテルの裏は深い谷で、建物は急な傾斜地に建っていた。玄関は低い場所にあるため、ホテルに案内された客は4階に宿泊したとと思っていたらしいが、4階の窓を開ければ庭の灯籠に手の届く場所であるのに、火災のとき競って入ってきた玄関に向かったので、下から吹き上がってくる火災の中に入ってしまったのである。(注釈:川治プリンスホテル火災?)

東京の産院の火災のとき、消防隊員でさえ尻込みするほどの濃煙の中で、看護婦達が、嬰兒20名を救助したことがある。翌日その火災を調査して判明したことは、看護婦長が、いよいよ苦しくなれば窓から隣の屋上まで高低差1m足らずで出られることを知っており、あと何人だ、頑張れ、逃げ口はある一と呼んでいたのも別に危惧感も持っていなかった一というところがあった。避難誘導上参考になることである。

- 23, 原因調査は、小火の研究から入らなくてはならない。どんな大火も最初は小火からはじ

まるからである。こうしたことを順序よく、合理的に体系付けるのが原因調査である。そして誰が—何の目的で—どのような状況で—どのような設備機器を使って—原料は何で—何をしていたか—誰といたか—それは何時頃で—天候は、—ということの関連を—焼け跡の実況見分と、写真と、聞き取りによって確かめてゆくのである。

24, 消火活動と調査は関係ない、という人がいるがそれは間違いである。消火活動によって水損を受けたという賠償請求も、昨今の権利意識の中では起こるので、その時、消防が現場に到着したとき、建物の窓よりこのように煙が出ていた、火が吹いていた、水損建物と火災建物との間隔はこうだった、窓の開閉状態はこうだった、もし、消防が注水しなければ完全に延焼していた、という理論構成は、最先到着隊の見分書、現場写真、鎮火後の窓や、下屋の鉄材の湾曲状況、鉄骨、手摺りの降伏状況の写真で明らかにするのである。また、再燃火災の問題なども J I S 規格と建物構造受熱温度の推定によって証明するのであって、消火活動と火災調査とは深い関係があるのである。

鉄の降伏 550℃ 鉄の湾曲 230℃

終わり

説明:

全体が、「講演のレジュメ」のため、要点のみの記載となっており、論調に、その前段の細かい説明が省かれており、少しわかりにくい部分もある。

- 1) ホテル火災・百貨店火災などが発生し、刑法上の防火管理責任の扱いとともに消防行政に対する批判の論調が多かった時代背景の中で、火災調査活動について論じられたものです。
- 2) 火災の原因調査を行う者として、当該の火災により発生する刑事・民事上の課題を踏まえる必要があるとしている。そのことから単なる出火原因だけではなく、その背景となっている事項にも注意を向けなければならないとする。
- 3) 火災調査を踏まえると、消防行政の不作為の問題も出てくることもあり、不作為の考え方を消防行政の中で心して行政運営に努める必要をあるとしている。

(浅見氏は昭和 30 年代に調査課長を勤め、その後署長として、「火災と火災調査」に関する講演等で活躍。)

編者.y.kitamura